

令和7年5月23日

第41回足立区景観審議会議事録

足立区役所 中央館8階 特別会議室

第41回足立区景観審議会会議録記録署名委員

(令和7年5月23日開催)

会 長	鈴木 誠
署 名 委 員	矢口 哲也

足立区景観審議会 会議概要

会 議 名	第 4 1 回足立区景観審議会		
事 務 局	都市建設部 都市建設課		
開催年月日	令和 7 年 5 月 2 3 日（金）		
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 4 6 分		
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有 ☒ 無 ☐		
出 席 者	会長 鈴木 誠 委員	副会長 矢口 哲也 委員	磯野 綾 委員
	小笠原 正豊 委員	たがた 直昭 委員	土屋 のりこ 委員
	しぶや 竜一 委員	野沢 てつや 委員	川村 みこと 委員
	村田 雅利 委員	齋藤 きよみ 委員	鈴木 健嗣 委員
	片野 和恵 委員	海老沼 孝二 委員	酒井 亮 委員
	斉藤 華奈美 委員		
欠 席 者	松井 大輔 臨時委員	施設営繕部長	パークイノベーション推進課長
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長	政策経営部長	産業経済部長
	都市建設部長	道路公園整備室長	建築室長
	そ の 他 区 関 係 職 員		
	シティプロモーション課長	エリアデザイン計画担当課長	中部地区建設課長
	まちづくり課長		

	事 務 局		
	都市建設課長	調整担当係長	景観計画係長
	景観計画係主任	景観計画係主任	景観計画係係員
資 料	・第４１回足立区景観審議会（令和７年５月）次第 ・第４１回足立区景観審議会 委員名簿 ・第４１回足立区景観審議会（令和７年５月）議案書 ・第２号議案説明資料１ 足立区景観計画の中間検証について ・第２号議案説明資料２ 足立区景観計画中間検証スケジュール（予定） ・第３号議案説明資料１ 足立区景観計画における「足立まちの風景資産」の位置付けについて ・第３号議案説明資料２ 「足立まちの風景資産」選定計画（案） ・第３号議案説明資料３ 「足立まちの風景資産」年間スケジュール（予定） ・第３号議案説明資料４ 「足立まちの風景資産」追加選定 ・第３号議案補足資料１ ・第３号議案補足資料２ ・第４１回足立区景観審議会（令和７年５月）報告書 ・報告２－１説明資料 R０６すまいる亀有他１団地外壁修繕その他工事（花畑団地） ・報告２－２説明資料 千住東町住宅外壁改修工事 ・報告２－３説明資料 R０４ハートアイランド新田三番街外壁修繕その他設計 ・報告２－４説明資料 （仮称）足立区大谷田４丁目計画新築工事 ・報告３ 説明資料 五反野住宅大規模修繕工事		
そ の 他	傍聴人：有・ ☒ 無（ ０人） その他の参加者：有・ ☒ 無		

(審議経過)

○都市建設課長 本日は、お忙しいところ、第41回足立区景観審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、審議会の公開についてご案内いたします。本審議会は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては区ホームページで公開させていただいております。会議記録作成に当たっては、録音をさせていただきましますのでご了承願います。

本日の景観審議会は、当会場とWebの併用による会議形態とさせていただいております。途中、音声聞きづらい、画面が見にくい等の場合は、お声がけいただきますようお願いいたします。

なお、審議会の時間につきましては120分程度を予定しておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日は、第9期景観審議会委員によりまず最初の審議会となります。

そこで、事前に配付させていただいております次第にもございまして、第1部で委員の委嘱、第2部で審議・報告の2部構成とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

次第の第1部、委嘱状の交付を行います。

私から景観審議会委員の皆様をご紹介しますので、大変恐れ入りますが、その場で一旦ご起立をお願いいたします。その後、代表でお一人の方に副区長から委嘱状のお受け取りをお願いいたします。代表は景観審議会前期副会長の鈴木誠委員をお願いいたします。その他の方は、あらかじめ席上に置かせていただいております。

それでは、資料にあります「足立区景観審議会委員名簿」の順番でお名前をお呼びいたします。

まずは、学識経験者をご紹介します。

東京農業大学グリーンアカデミー校長、鈴木誠様。

千葉工業大学創造工学部都市環境工学科助教、磯野綾様。Webでの参加となります。まだお見えにはなっておりません。

続きまして、早稲田大学理工学術院創造理工学部教授、矢口哲也様。

東京電機大学未来科学部建築学科教授、小笠原正豊様。

続きまして、足立区議会議員をご紹介します。

足立区議会議員、たがた直昭様。

区議会議員、土屋のりこ様。

区議会議員、しぶや竜一様。

区議会議員、野沢てつや様。

区議会議員、川村みこと様。

続きまして、区内関係団体推薦をご紹介します。

東京都建築士事務所協会足立支部相談役、村田雅利様。

足立区まちづくり推進委員会まちづくり推進委員、齋藤きよみ様。

足立区商店街振興組合連合会理事、鈴木健嗣様。

足立区観光交流協会評議員、片野和恵様。

東京商工会議所足立支部副会長、海老沼孝二様。

続きまして、公募による区民委員をご紹介します。

公募による区民、酒井亮様。

公募による区民、斉藤華奈美様。

最後に、臨時委員をご紹介します。

警視庁千住警察署長、松井大輔様。松井署長は、本日、所用により欠席でございます。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会委員を代表して、鈴木誠様、委嘱状のお受け取りをお願いいたします。

(委嘱状交付・写真撮影)

○都市建設課長 それでは、副区長よりご挨拶申し上げます。

○副区長 急遽、区長は公務が入ってしまいましたので、私のほうから委嘱状を交付させていただきました。

今年度、学識の新しい委員の2名の方、そして団体推薦の方2名、公募の委員の方2名と千住警察の署長1名ということで、新しく7名の方が景観審議会の委員に加わっていただくことになりました。

今年は、まず大きな課題が2つあると思います。1点目は、今日の2つ目の議案である景観計画の中間検証の見直しについてです。今後5年かけて第二次の景観計画の見直しを行ってまいります。足立区の景観をこれからどのようにしていくか議論していただきたいと思います。まちづくりも進んでまいりましたので、新しい考え方を取り入れていく必要があると思います。皆様方のご意見をお聞

きしながら検証を進めていきたいと思います。

2点目は、「足立まちの風景資産」の追加選定についてで、今日の議題の中では一番大きな議題になると思います。前回の景観審議会の中で風景資産の選定をしていただきましたが、景観計画推進部会で改めてご議論いただいた内容を踏まえ、4件についてご議論いただくものでございます。全会一致というのが一番ですけれども、なかなかそのようにいかないケースもあるかもしれません。その場合には無記名の投票というような形で進めることになる可能性があります。その辺については皆様方のご意見をお聞きして進めていければと考えております。

令和7年度がスタートして、足立区もまた新たないろいろなまちづくりが進んでおります。皆様方にご協力いただきながら、さらによりまちにしていきたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いします。
○都市建設課長 副区長、ありがとうございます。

続きまして、幹事をご紹介します。

任命状はあらかじめ席上に置かせていただいています。お名前をお呼びしますので、その場で一旦ご起立をお願いいたします。

副区長です。

政策経営部長です。

都市建設部長兼エリアデザイン推進室長です。

施設営繕部長は本日欠席となります。

産業経済部長です。

道路公園整備室長です。

建築室長です。

続きまして、関係課の職員をご紹介しますが、本日はWebでの参加となります。

シティプロモーション課長。

エリアデザイン計画担当課長。

中部地区建設課長。

まちづくり課長。

パークイノベーション推進課長。パークイノベーション推進課長は本日欠席となります。

区役所のメンバーについては以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、第1部、委員の委嘱を終わります。

それでは、第2部、審議・報告に移らせていただきます。

本日の案件説明は事前に配付いたしました

資料に従って行いますので、お手元の資料をご覧ください。

本日の議案と皆様にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

本日の議事ですが、審議事項が3件と報告事項が3件ございます。

審議事項につきましては、第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名について」、第2号議案「第二次足立区景観計画の中間検証について」、第3号議案「『足立まちの風景資産』選定について（継続審議）」でございます。

報告事項につきましては、報告1「専門部会における部会委員の選任について」、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」、報告3「事前協議案件の工事完了について」でございます。

次に、事前に配付させていただいている資料の確認をさせていただきます。

まず本日の次第と名簿、次にA4横の議案書、議案説明資料といたしまして、右上に「第2号議案説明資料1」、「第2号議案説明資料2」、「第3号議案説明資料1」、「第3号議案説明資料2」、「第3号議案説明資料3」、「第3号議案説明資料4」、「第3号議案補足資料1」、「第3号議案補足資料2」とあるA4縦と横の資料でございます。

そして、A4横の報告書、報告説明資料といたしまして、右上に「報告2－1説明資料」、「報告2－2説明資料」、「報告2－3説明資料」、「報告2－4説明資料」とあるA4縦と横一つづりの資料、「報告3説明資料」とあるA4縦一つづりの資料でございます。

幹事、関係課の皆様は、ペーパーレス化のため資料の一部を割愛させていただいております。

なお、こちらの会場には、景観計画などと同じくである紺色のファイルを席上にご用意しております。必要に応じてご参照いただければと思います。

以上が本日の資料となっております。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、今回は資料をスクリーンにも表示いたします。

続きまして、本日の出席定数の報告をさせていただきます。

本日は、定数17名のところ15名の出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告いたします。

次に、会場にご出席いただいている皆様の席上のマイクの使い方についてご案内いたします。ご発言の際にスイッチを入れていただきまして、ご発言が終わりましたらスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

また、Webでの通信が早口のときに途切れる傾向がございます。特に会場にご出席の皆様には、ご発言はマイクを口元に近づけ、なるべくゆっくりとお話させていただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名について」です。

お手元の資料では議案書の1ページをご参照ください。

本審議会の議事運営に当たり、足立区景観条例第33条第5項の規定により、会長の選出を行います。条例では、会長の選出は委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。

○矢口委員 足立区の景観行政にお詳しい鈴木（誠）委員を会長に推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市建設課長 ただいま矢口委員から鈴木（誠）委員とのご推薦がありました。鈴木（誠）委員、いかがでしょうか。

○鈴木（誠）委員 皆様の同意が得られれば、引き受けさせていただきます。

○都市建設課長 ただいま鈴木委員に立候補いただきましたが、その他の推薦、または立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、異議なしということで、無投票で鈴木（誠）委員を足立区景観審議会の会長に決定させていただきます。

それでは、鈴木会長、ご挨拶をお願いいたします。

○鈴木会長 鈴木誠です。改めまして、よろしくお願い申し上げます。

多分、この審議会の委員としては私が一番長いので、最後の仕事として、会長の責を全うさせていただきたいと思っております。

私の肩書が「東京農業大学グリーンアカデミー」と書いてありますけれども、グリーンアカデミーというのは、言ってみればシニアの生涯学習の学校であり、スタートして今年で50年です。私は今年で6年目の校長なのですが、それ以前は東京農業大学の地域環境

科学部造園科学科の教授職を長く務めておりました。英語では「Landscape」と言うのですが、日本語に訳すと「景観」、「造園」という言葉になります。

ご存じのとおり、東京農業大学は世田谷にあり、大学のちょうど真ん中に分水嶺があります。大学のキャンパスの中に入った水は多摩川に流れていきます。私は千住、荒川水系で生まれ育ちました。ですから、多摩川の仕事もずっと長くやってきましたが、荒川にもこだわりを持っています。家系的にも、隅田川の下流のほうから、洪水、震災、戦災でだんだん上のほうにきた家系です。

ということで、人一倍と言うほど、自分自身では郷土愛があるつもりでおりますので、その点、皆様のご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

今日は7人の方が新しい方だということです。ですので、どうして世田谷の人間である私がこちらに来ているのかと思う方がいるかもしれませんが、それは千住生まれの千住育ちだからということです。

さて、そうこうしていると時間がなくなってしまうので、私のご挨拶はここまでにします。

ひとつよろしくをお願いいたします。

○都市建設課長 鈴木会長、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、副会長の指名でございますが、足立区景観条例第33条第5項の規定により、会長からの指名となっております。

鈴木会長、ご指名をお願いいたします。

○鈴木会長 専門分野として景観のことを熟知されている矢口先生をお願いできたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○矢口委員 分かりました。どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○都市建設課長 今、矢口委員をご指名いただきましたので、矢口委員を副会長とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、矢口副会長、ご挨拶をお願いいたします。

○矢口副会長 皆様、早稲田大学の矢口と申します。専門は、まちづくり、都市デザイン等をやっています。その中で防災とか景観なども専門的にやっております。この4月から足立区の景観行政に関わるようになります。

た。新しく加わった7人のうちの1人なのですけれども、これから、区の皆様からいろいろご助言いただきながら、足立区の景観行政に関わっていけたらと考えております。皆様、よろしく願いいたします。

○都市建設課長 矢口副会長、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

以上で、第1号議案「足立区景観審議会会長の選出及び副会長の指名について」を終了いたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、足立区景観条例第33条第6項の規定により、鈴木会長にお願いいたします。鈴木会長、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 それでは、皆様、これから任期を全うするまで、よろしく願いいたします。

本日の議事進行に当たって、まず議事録署名人は、今回は私と矢口副会長の2名が務めるということをお願いいたします。

それでは、議案審議を行いたいと思っております。

事務局より、第2号議案についてのご説明をお願いいたします。

○都市建設課長 第2号議案「第二次足立区景観計画の中間検証について」、ご説明させていただきます。

議案書の3ページをご覧ください。

この中間検証は、足立区景観条例第33条第1項に基づき、足立区景観審議会のご意見を伺うために提案するものでございます。

続きまして、議案書の4ページに記載の本件の概要について、ご説明いたします。

第二次足立区景観計画策定から5年が経過するに当たり、中間年度である令和7年度に行う検証です。各施策の進捗状況を踏まえて整理・評価を行い、景観資源の保全・活用に取り組んでいくため、足立区景観審議会にご意見をいただきたく存じます。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

右上に「第2号議案説明資料1」とあるA4横の資料をご覧ください。

中間検証の結果を踏まえ、令和8年度以降の5年間の施策への取組方針を定めるとともに、新しい景観計画の策定に向けて新しい指標の検討などを進めてまいります。

次に、中間検証の年間スケジュールですが、右上に「第2号議案説明資料2」とあるA4横の資料をご覧ください。

中間検証は、事務局で提出する各中間値の資料を基に、景観計画推進部会で検討いただく形で進めてまいります。現在、7月、9月、11月の推進部会で3回かけて行う予定にしております。部会での委員のご意見を基に、年内に中間検証の部会案を取りまとめ、その後、年明けの景観審議会でご改定して部会案をご審議いただきたいと思います。

以上で、第2号議案「第二次足立区景観計画の中間検証について」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 それでは、少し時間を取りまして、景観計画の中間検証について、今のスケジュールが皆様のお手元に示されたと思うのですが、何かご質問あるいはご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、土屋委員。

○土屋委員 最初の副区長のご挨拶の中で、新しいことを盛り込んでいきたいというようなことを発言されていたかと思うのですが、どのようなことが新しいことなのか、少し紹介いただけたらと思います。

○副区長 今は、生産緑地がどんどん減っていったって、緑が少なくなっているということを感じています。

そのようなことで、生産緑地法の改正などがされているのですが、やはり、緑地をいかに守っていくかという視点をこれから盛り込んでいく必要があると思います。特に区画整理をしたり再開発をしたりすると、どうしても一旦は緑が少なくなっていくという実態があります。私としては、緑地面積が狭くなっていくことをいかにして回避していくか、それをうまく景観に取り入れていけるのかということをテーマにやっていければと考えています。

○鈴木会長 私は緑の専門なので、緑の基本計画や推進委員会にも一緒に出ていますので、今の副区長の話はそちらにもリンクさせていきたいと思っております。

具体的な内容は、部会でかなり揉んで、こちらで皆様にご説明するようなことになると思いますが、よろしいですか。

それでは、この案件はご了承いただいたということで、次に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、事務局より、第3号議案についてご説明をお願いいたします。

○都市建設課長 第3号議案「『足立まちの

風景資産』選定について（継続審議）」、ご説明させていただきます。本案は継続審議案件となっております。

議案書の5ページをご覧ください。提案理由でございます。

足立区景観計画に基づき選定・指定する「足立まちの風景資産」について、足立区景観条例第33条第1項に基づき、足立区景観審議会の意見を聞くため提案するものでございます。

続きまして、議案書の6ページに記載の本文の概要について、ご説明いたします。

本件は、令和3年1月に策定した第二次足立区景観計画において、景観資源の保全・活用により景観形成を推進していく取組の一つとして「足立まちの風景資産」の指定を掲げております。

「足立まちの風景資産」とは、公共空間から見ることができ、区民に親しまれている景観のうち、地域の風土・歴史・文化を感じさせるもの、地域のシンボルやランドマークとなるものを重要な景観資源として選定する足立区独自の取組です。

今後、足立区独自に重要な景観資源を「足立まちの風景資産」として選定していく仕組みをつくるに当たり、足立区景観審議会に意見を求めるものでございます。

本件は令和3年度からの継続審議案件であり、本日は、昨年11月の景観計画推進部会までにご承認いただいている内容について、ご意見等を頂戴できればと思います。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

右上に「第3号議案説明資料1」とあるA4縦の資料をご覧ください。

第二次足立区景観計画では、「足立まちの風景資産」は最終的に「指定」することを目指しています。しかし、以前から景観計画推進部会では、「指定」は言葉のイメージ的にもハードルが高過ぎるので、まずは幅広い風景を「選定」するのがよいのではないかとご意見をいただいております。そのため、今回の取組では選定することを目指しておりますが、改めて位置づけについて確認させていただきたいと思います。

「足立まちの風景資産」を「指定」とする場合、景観重要建築物等の「指定」と同様に、強い規制を求める印象がございます。より広い範囲の身近な景観資源に目を向けてもら

うため、「指定」ではなく「選定」という言葉の使い分けをさせていただきたいと思っております。

なお、「選定」された景観資源につきましては、周辺で建築行為をする際に届出等の配慮を促しますが、従来の「指定」ほどハードルが高くならないように緩やかに誘導します。ただし、従来の「指定」された景観資源と同様、積極的な周知を行い、保全・活用につなげます。

次に、「第3号議案説明資料2『足立まちの風景資産』選定計画（案）」について、ご説明させていただきます。

今回、「足立まちの風景資産」が選定された後も、毎回テーマを変えて募集を継続していきたいと考えております。また、選定風景の周知や普及啓発のイベントは、募集や選定の有無にかかわらず毎年実施していきたいと考えております。

なお、今年度のスケジュール、追加選定につきましては、この後またご説明いたします。

一旦ここまでの範囲でご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。

今、第3号議案の説明資料1と2の説明を受けたわけですが、今日、新しい委員の方もおられますので、ここまでで分からないことや聞いておきたいことがありましたらご発言願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。——ここまではよろしいでしょうか。

少し補足させていただくと、景観審議会には部会が2つございます。景観計画推進部会と景観形成調整部会があり、それぞれの部会で内容的にかなり踏み込んだ議論をさせていただき、そこで判断したことを本審議会に提案させていただいています。そして、本審議会でご了承いただき、最終的に決するという手続を踏んでいます。今ここに出てきている「足立まちの風景資産」というものは、部会のほうでかなり揉んできたものをこちらに提出して、どうでしょうかと皆様にお諮りしているという手順になっております。ここまでご説明させていただきましたがよろしいでしょうか。

それでは、引き続き次の説明をよろしく申し上げます。

○都市建設課長 それでは、「第3号議案説明資料3『足立まちの風景資産』年間スケ

ジュール（予定）」について、ご説明させていただきます。

前回、12月の景観審議会場で追加選定のご意見をいただき、1月の景観計画推進部会で追加選定案の審議を行いました。今回の審議を経て選定を行い、選定以降は、普及啓発のため各イベントを検討しております。ぜひ、本日の景観審議会の追加審議により、選定の可否を決定していただきたいと思います。

表にありますように、7月には、「あだち広報」、ホームページ等への掲載、庁舎内でのパネル展、9月から11月にかけては、前回好評いただいたアリオ西新井でのパネル展、風景資産を巡るまち歩き等のイベントを予定しております。

続きまして、「第3号議案説明資料4『足立まちの風景資産』追加選定」について、ご説明させていただきます。

昨年12月の第40回景観審議会では、事前の景観計画推進部会で候補として挙げられた30件の風景について選定確定することとなりました。ただし、審議会委員から、「区民投票で上位に入っている風景が含まれておらず、区民の思いが反映されていないのではないか」というご意見がございました。そのため、再度、景観計画推進部会で検討の上、今回の第41回景観審議会場で追加審議を行うこととなりました。

説明資料4をご覧ください。

追加審議対象となるのは、区民投票で上位30位以内に入っていたものの、選定案に含まれていなかった「花05 青和ばら公園のバラ」、「建造物06 昭和の家」、「建造物07 タコさんすべり台」、「活動04 メモリアルリバース」の4件です。

このうち「青和ばら公園のバラ」と「昭和の家」につきましては、地域の景観に好影響を与えている景観資源として、今年1月の景観計画推進部会で満場一致で追加推薦することとなりました。

一方、「タコさんすべり台」につきましては、前回の景観審議会場で、「区民に親しまれている足立区らしい風景として評価すべき」という意見と「デザインを含め景観資源としては評価できない」という意見に大きく分かれました。

「タコさんすべり台」につきましては、補足資料2をご覧ください。

委員のコメントとしましては、「1体1体のタコさんすべり台ではなく、足立区全体でまとめて、評価すべきと思われる。デザインコンテストで塗り替える企画もあったが、区民参加で風景を作っていくという点は企画の趣旨に合っている」、「人気があることは理解できるが、景観資源としての価値は別のもことになる。景観は一つの文化であり、生物の形を模倣したデザインは、足立区の誇れる文化の象徴ではない」、「賛否両論で、どちらの意見を聞いても評価は揺れ動くが、足立区らしい風景ではある」、「デザインの評価の線引きは人によって異なる。子どもに喜ばれる遊具ではあるが、景観の視点に絞って考えると、景観資源としてふさわしくない。今区民に愛されてはいるが、同じようなビビットな色や形状で新設するとなると景観的には反対することになる」、「区民に愛されている歴史のある遊具としてこれからも大切にしていきたいからこそ、景観としての議論の場から外しても良いと思われる」、「景観的な評価は難しいということはあっても、生活風景として、長い間親しまれて遊ばれてきたという価値は認めるべきである」、以上が「タコさんすべり台」に関する委員の主な意見です。

「メモリアルリバース」につきましては、補足資料2をご覧ください。

委員のコメントとしましては、「開催時期、開催地が不定である市民参加型アートプロジェクトで、写真としても美しく、区民投票も多かったようだが、景観資源として捉えるには議論が必要かと思われる」、「決まった時期、決まった場所で開催される風物詩と比較すると、区民の意識に浸透していくのはまだこれからの段階であるかもしれない。今後の展開、発展に期待したい」、以上が「メモリアルリバース」に関する委員の主な意見です。

景観計画推進部会での審議結果は以上のとおりですが、今回の景観審議会場で選定の可否を決定したいと考えております。皆様のご意見が分かれた場合は、足立区景観条例施行規則第42条第2項に基づく多数決による議決となる可能性もございます。

それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 少し補足しますと、4つの風景を選定風景に加えるかご判断していただく

ことになります。30件は前回決めたわけです。そして、任期が変わって、新委員の皆様と一緒にこれを審議して決定するのは、区民に公募しておきながらそのまま公表をしないでおくわけにはいかないので、ここで決したいという事務局の意向があります。

そのうちの4つ、説明資料にあった「青和ばら公園のバラ」と「昭和の家」は、皆様の好意的な意見が多かったと記憶しております。部会でも、こちらのほうは追加して良いのではないかとというご意見でした。

ただし、「タコさんすべり台」と「メモリアルリバーズ」については景観計画推進部会でも賛否両論でした。ということで、審議会としては、もし議論になるようであれば、賛否を決してしましましょうということになっております。

ただし、その前に皆様の質問、ご意見を賜りたいと思いますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。○土屋委員 4件の中のタコさんについては、前回も少し述べさせていただきました。乗りかかった船ということで、いろいろ考えてきました。初めに、私は議員ということなので、今回の件に関して、他の区民の方たちにもいろいろ意見を聞きました。まず、その区民の方たちの意見を紹介したいと思います。12月の審議会で議論になって、どうかということを経験した方々に意見を聞いてみました。

子どもの頃にタコ公園が一番好きだったという六町にお住まいの方で、「よく遊んだし、足立区はあるがママがいい。タコ公園は昔からあって、それが足立区の風景だ。あるがママの足立区であること、それが足立区の魅力だ」というようなことをおっしゃっていました。いろいろな方にも聞いたのですが、この意見に集約されるのかと思いました。

この間、調べている中で、『読売新聞』の記事で、「タコ滑り台の『聖地』足立区」を紹介する記事が2022年5月2日号に掲載されていました。足立区の第1号のタコすべり台が1965年に造られ、生みの親は多摩美術大学の名誉教授で彫刻家の工藤健さんということで、平成になって急にできたものでもなく、昭和40年に既に造られて、まちの成長等を住民とともに見届けてきた風景であるということと、子どもの頃にタコすべり台に魅了された方が区の職員になって、

きれいなまちをつくり、公園を増やしたいという思いで公園担当になられて、改良工事に当たっては、タコすべり台を公園に増設していった11基にもなったというような経過があるということが新聞記事でも紹介されていました。

今でも、実際に公園を地図にまとめた「タコさんMAP」を作られていますし、先ほども紹介されたデザイン案の公募ということで、足立区のアイデンティティの一部とも言えるのではないかとことです。

次に、私個人の意見としても述べさせていただきますと思うのですが、一般論として、直喩の建造物が風景資産にふさわしいかどうかという意見、前回、教えていただいて、私としても理解をしたのですけれども、そのようなタコすべり台の歴史と区民・区の関係性を重視したほうが良いのではないかと私は思います。

私自身、個人的に好きな風景は、写真家の入江泰吉さんという方がいらっしゃって、奈良にある山の辺の道のような、本当に山と田しかないみたいな風景が原風景として好きです。そのようなところであれば、それぞれ直喩的な建造物を排するという事は守っていくために大事だと思います。一方、神奈川の真鶴町では、伝統的な漁師町の景観を守り育てていくために、まちづくり条例「美の基準」が作成されて、美を個人的な主観としないように8つの原則を挙げ、住民の合意形成を得ながら、まちを挙げて景観形成がされています。この基準には、美の基準は強制されるものではなく、みんなでつくっていくものだとかかれていました。奈良にある山の辺の道のような地域にあっては、確かにこのような「タコさん」というものは、異物、おかしい、違和感を覚えるなどと思われるかもしれませんが、今議論しているタコすべり台があるのは私たちの足立区であり、昭和40年という昔からまちに溶け込んで住民の暮らしに密着してきました。住民の暮らしに密着してきたことと公園の遊具として今も現役であることを踏まえれば、タコさんすべり台は、足立区民の心の風景資産ということもあるため、選んでも良いのではないかと結論になりました。

「メモリアルリバーズ」に関してはまだよく分からないので、今日、皆様の意見を聞かせていただきながら、一緒に考えられればと

思っています。

○鈴木会長 実「タコさんすべり台」を「足立まちの風景資産」に入れることに対して一番反対意見をおっしゃっていたのは、前審議会会長の倉田先生です。皆様に代弁して言いますと、よくこのような言い方をされることがあります。「景観十年、風景百年、風土千年。足立区の風景は、100年たって、これをずっと足立の誇りとして持っているのですか。足立はそれで良いのですか」と言われたとき、私はドキッとしました。

また、「メモリアルリバーズ」については、部会内でも否定的でした。一過性のものですし、「足立まちの風景資産」第1号として取り上げる必要性はないのではないかというご意見は多かったと記憶しております。

さて、今、区民の声を聞いた土屋委員の発言がございましたけれども、皆様、いかがでしょうか。

○矢口委員 真鶴の美の条例とか、よく勉強していると思って驚きました。私は真鶴のすぐ近くに住んでいてよく知っている風景なので、すごく感心する場所だと思います。

まず、風景資産を選定するという議論には初めて参加するのですが、私も前任者から引き継ぎました。もし間違っていたら訂正していただきたいのですが、最初の説明ですごく良かったと思うのは、風土・歴史・文化を感じるものを景観資産として選定すると言われていたことです。この3つぐらいが判断基準として適切かと私は理解しました。

その上で、それこそ、美しい風景や田園風景、歴史的景観などがそれほどにふんだんにある場所ではないので、その中でどのように風景を選び取って切り取っていくのかということが、この選定の意図なのではないかと思っています。

その中で、すごく良い景観だと皆が思っているもの、例えば、生活のなりわいの中で名もない風景を景観として見つけ出す方もいるのではないかと思います。

その中で、風土、歴史、文化の3つ、専門用語で言うと「景観のオーセンティシティ」のようなことを言います。要は、真正的な空間というのか、日本語で言うと「正」という漢字を書くのです。

オーセンティシティのある空間を選びたいのだと私は理解しました。さすがに、ここに選ばれている風景を見ると、すごくオーセ

ンティシティを感じるものを選んでできているのだと思います。

その上で、「タコさんすべり台」と「メモリアルリバーズ」、特に「タコさんすべり台」が皆様の議論に挙がっているのは、これを足立の本当の景観として良いのかどうかということが、人によって、捉え方によって随分揺らいでいるのだらうというのが現状だと私は整理しています。

個人的な意見を言うと、「タコさんすべり台」はここにしかないのか、これは遊具なので他の場所でも成り立つ景観になってしまわないかというのが、私の少し引っかかるところです。

この遊具が足立区に今たくさんあるけれども、これが本当に足立ならではの、足立の土地にひもづいた景観になっているのか、もしくは、これからなろうとしているのか。多分、既に40年、50年たっているものなので、ほぼなりつつあるのだとは思いますが、それにしても、この形を足立の土地に根づいたものとして認めて良いのかどうかというところが、少し私の中では揺らいでいます。現状では、無理をして入れなくても、今後これが残り続けてみんなに大切にされていく過程を経てまた議論するということはあるかと思いますが、今の段階で意見が割れているのであれば、あまり無理をしなくても良いかと考えている次第でございます。最後は専門家の意見というより個人的な意見になりました。

○海老沼委員 今のご発言に関連するのですけれども、私は前回もこの議論の中に参加していて、賛成される方は、タコ公園というのは幼いころからの思い出の風景なのだろうと思いました。そのような思い出をお持ちの方がいらっしゃるのだろうと思いました。

それで私も良いかと思っていたのですが、何か違和感が自分の心の中にありました。これは足立区らしいのかということがあり少し調べてみました。そうしたら、足立区内だけでタコ公園は9つもあるのです。葛飾にも江戸川区にも板橋区にも、おのおの数多くあるのです。風景資産で大事なことは足立らしいということだと思うのです。そうすると、葛飾の方にしてみれば葛飾区らしいという風景の中にタコ公園、また、江戸川区の方は江戸川区らしいという風景の中にタコ公園が入ってくるということですから、独自

の地域性のあるものというのは、そのような点から何か違和感があると私は感じました。

それから、もう一つの議題ですけれども、人の感じ方は様々ですから、多世代にわたって皆様が「これいいね」という形にならないといけないと思うので、まだ時期が早いのかと思います。

○片野委員 今年度から初めて参加させていただきます片野でございます。よろしくお願いいたします。

私、正直申しまして、「タコさんすべり台」が入っていることにとても驚きました。確かに足立区発祥ではありますけれども、これを風景として認定すると、かなり古いものもずっと改修してもう一回造ってということをする必要があると思います。そのようなことを計画されているのかどうかがとても気になりました。その辺も考えて選定していく必要があるのではないかと思いますのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○道路公園整備室長 委員のご発言のとおり、40年、50年というところで、それほど劣化はしていないのですが、大分経年しています。遊具的には、最近の安全領域の課題がございます。そして、複雑なすべり台の形状になっていて、子どもが下り口で衝突してしまうという課題もございます。今後どう改修できるかということも解決が必要な課題の1つになっております。委員のご発言のとおり、これがずっとこのまま残るのかというと、そこは少し難しいと思っているところでございます。

○小笠原委員 今期から初めて参加させていただきますのですが、東京電機大学は北千住にキャンパスがあることもあって、よく公園などを対象にして建築の課題を出したりすることもあります。「タコさんすべり台」についても話す機会がまれにあります。

先ほど矢口先生からお話があったとおり、今回の風景資産というものの定義、何ををもって風景資産に値にするかとする、地域の風土・歴史・文化ということがあります。先ほどもお話がありましたが、「タコさんすべり台」の初号は1965年に造られて、足立区の中で発注されて多摩美術大学の先生に造っていただいたという現状があります。他の区にもあるかもしれないですが、基本的には足立区で生まれて足立区でできたものであります。今それが9とか11とかの数

があるような状況で、逆に、すごく大切にしておいて残して保存していかなければいけないものなのではないかと個人的には思っております。

以前、DOCOMOMOの委員をやられていた歴史家の先生とお話しをしました。例えば、古い建築物ではなくて近代建築の何を保存すべきかという保存論にも結びつくのですけれども、結局、地元の人や様々な人が残すと決めているものは、その当時の財力や技術力、何なりの力をつけてパッションを持ってつくったものを人は残したがる。だから、美しいとか美しくないというのは、歴史によって、時間によって、価値判断は変わってきてしまいます。今後、30年後、今美しいと思っているものが美しくなくなることも、逆もまたしかりであるわけです。

そのようなときに、今、「タコさんすべり台」を造るのは、現代の技術や施工性、職人さんなどを考えるとかなり大変なのではないかと思います。あのようなものは近代のピカピカした建物などよりよほど価値がある大切なものなのではないかと保存的に考えて、私個人としては思っています。

そのような現状があるのであれば、きちんとこのような風景資産に登録して、区民に啓発を促して、「これは大事なものだ。足立区がきちんと手入れをしておいて残していかなければいけない貴重なものです」ということをこの場でやっていくのが良いのではないかと、この場でやっていくのが良いのではないかと、という意見で、どちらかというと土屋委員に賛同するような意見であります。

○村田委員 委員の村田と申します。

少し考えながらお話しさせていただこうと思うのですが、今回、「ピックアップ」、「選定」をした後に、景観重要建築物、景観重要樹木等に指定をするという流れになるかと理解をしております。

区民の皆様から公募いただいて、初めの応募の際、皆様、それほどに気にせず応募ができて、自分たちが愛する建物や風景を応募してよいというようなニュアンスで伺ってありました。前回と今回でこのようになるとは思ってもいなかったのですが、タコさんが悪いということではないかと私は個人的な意見として感じています。あくまでも選定、皆様がいくつか挙げた中で選んでいるところだと認識しています。区としてまた考えていくに当たって、先ほど先生方がおっしゃ

ったように、改めて残すものということであれば、その段階で改めて「指定」という言葉を使うのかと思っています。そのような意図で、この資料で使う言葉を変えられていると理解しておりますので、私としては、タコさん自体も古くからあるものですので、選定するということには賛成したいなと思います。

○鈴木会長 他はいかがですか。

いろいろと議論があって、私自身は、このようにときに議論することによって、足らしさとは何かとか、風景資産に適格なものは何かとか、このように議論することによって皆様の意識が向上していくと思っています。

ご意見がいろいろと分かれていますので、結果的には、投票などで今日決させていただきたいと思っているのですが、その前にいろいろと思っていることをご発言ください。

○磯野委員 すみません。前の会議が少し長引き、遅刻して大変申し訳ございませんでした。

私自身が、入れるべき・入れるべきではないというところでまだ迷っている部分があります。今回の風景資産については、次世代に残していきたい、伝えたい、守りたいというベースがあります。ここの確認なのですが、写真を募集するときに、いわゆる歴史・文化というような、ある程度の有名性を持つものに加え、無名性のもも募集するしていました。それに加え、ホームページを拝見すると、長年親しまれてきた地域のシンボルという目線での募集もされていたようです。

そのような観点だと、「タコさんすべり台」というのが地域のシンボルになっているので皆様応募したのかと思います。

そのような観点について、少し疑問なのは、「タコさんすべり台」をどのように捉えているかということです。今回、建造物の分類に入っているのですが、皆様、「タコさんすべり台」という物を残したいものとして捉えているのか、それとも、「タコさんすべり台」で楽しく遊ぶ子どもたちのような、生活景の一部、いわゆる人の活動として捉えているのでしょうか。応募コメントにはタコそのものというところで応募している人がいます。私は足立区民ではなくて、あまり「タコさんすべり台」の実物は見たことがないので、皆様、このような「タコさんすべり台」

を地域のシンボルとして、物として伝えたいと思っていらっしゃるのか、それとも子どもたちが楽しく遊ぶ風景込みですべり台を残したいのか、どちらなのかは応募の中から分かりますでしょうか。

○都市建設課長 どちらなのかというのは、現状では分からない状況です。

○磯野委員 そうすると、そのあたりもまだ議論の余地があるというのが私の見解です。それならば、先ほど、他の委員もおっしゃっていたとおり、このような生活景の一部となるものについて、構造物や建造物といったようなものを残したいのか、そこで遊ぶ子どもたちであったり、そこでのお花見だったり、何か活動する人々込みで残したいのかというのは、少し議論の余地があるのではないかなという見解です。

○鈴木会長 実は、一番分かりやすく目立つところにあるのが、今年、開宿400周年記念を祝う千住宿の一番真ん中にあるものです。千住ほんちょう公園は、旧日光街道の裏通りのほうは両方とも江戸時代様式です。ところが、そのど真ん中に「タコさんすべり台」があり、そこは確かにお母さんに連れられた小さい子どもが遊んでいます。

けれども、開宿400年の千住ほんちょう公園としては、とても違和感があります。ところが、物に集中して見ていくと「子どもたちが喜んでいる」となります。しかし、公園として見ると「これは存在不適格だ。何でど真ん中にこれを置いたのか」と感じるころがあります。

今、磯野委員が言われたことについて、ここでの議論以来、千住ほんちょう公園を通るたびに見ているのですけれども、そのような様子です。

一方、千住東二丁目の線路際にあるところは奥まったところにあるので、確かに公園のシンボルになっているというところがあります。

確かに、いろいろなケースがあるというご指摘、そして、そこでの生活景を見ていくと、足立区のいろいろな人のいろいろな思いがある生活景なのでしょう。

○酒井委員 酒井と申します。

私も千住に住んでいまして、「タコさんすべり台」というよりは「タコさん公園」ということで日常に溶け込んでいます。待ち合わせや遊びに行くときに「タコさん公園にいる

ね」という形で、私の子どもやママ友も集合したりしています。本当に、子どもが遊んでいたりと三代で遊んでいたという光景も見られたりするのです、それくらい日常に溶け込んでいます。

先ほど、土屋委員のほうから「タコすべり台の聖地」という話があったのですが、これは名乗った者勝ちかと思っています。例えば、栃木県の鹿沼市というところがありますけれども、いちご市ということで勝手に名乗っています。なので、「タコすべり台の聖地」ではないですけれども、大々的に足立区から発信するという考え方もあると思います。

やはり、少子高齢化といったところで、子どもが安心して遊べる環境は非常に大事だと思っています。これから人口減少社会になっていくなかで、地域間競争で選ばれる足立区になるために、このような資産をしっかりと登録して大事に育てていくということも考え方として1つあると考えております。

○副区長 選定に当たっての考え方ですけれども、例えば、今回、1位に選ばれたのが「舎人公園のネモフィラ」です。これはまだ2～3年しかやっていません。では、ネモフィラが足立区らしいかという、他にもさらに広大にやっているところはたくさんあります。ですが、「足立区にはこれがあるよ」というPRにはなっていると思います。

「もし10年後にやめたらどうするのか」という議論もあると思います。他にもあると思います。例えば「タカラ湯」、銭湯などもどんどん減っていて、「やめたときはどうなるのか。100年後にも残すのか」という議論があると思います。やめたときには、この3年の見直しの中で見直しをしていかざるを得ないと思いますので、「絶対に先まで残る」というような視点より、今区民の人たちが望んでいるもの、守り続けたいものなどを考えていただいたほうが良いかと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。いろいろな意味での見方、足立らしさ、いつまで続くのかという話、育てていこうという気持ち、とてもよく分かります。そして、足立らしさとは何かということが分かりました。

皆様からいろいろなご意見をいただいて、最終的には、それぞれの思いをどちらにするか決したいと思います、いかがでしょうか。

○野沢委員 「タコさんすべり台」ですが、今回、21位ということで、何票ぐらい入っ

たのか確認させてください。

○都市建設課長 投票順位としましては21位で、99票になります。

○野沢委員 ありがとうございます。

私、西新井というところに住んでおり、近所に「タコさんすべり台」はないので全く思い入れがありません。一方で、そのような思い入れがある方もいらっしゃると思います。これは、使ったことがあるか、ないかや、近所にあるか、ないかによって大きく価値判断が分かれるものであると思います。このようなものの基準はどのような形になっているのでしょうか。

○都市建設課長 明確な基準はないというのが現状でございます。

○都市建設部長 今回の野沢委員のお話は、今回の投票をする際の基準が何かあるのかということなのか、それとも別な視点での基準ということなのか、もう少し深く教えていただけるとありがたいです。

○野沢委員 私も発言しておいて何を言っているのか分からなくなってきました。

これをどのように判断したら良いのでしょうか。99名の方はおそらく、身近に使っていて、非常に好感を持っていたため投票された方がとても多いと思います。一方で、私に関しては、正直思い入れはありません。そのようなものを判定する際のメルクマールはどうしたら良いのでしょうか。

○景観計画係長 アリオ西新井で投票をしていただいたのですが、その際の判断基準としては、「足立区として残していきたい資産はどのようなものが良いですか」ということを聞きました。そのため、皆様、文化や歴史などは考えずに、好きな風景に投票していただいたと思っています。

今回の風景資産について、どのようなものを選ぶべきかというのは、何年も前から景観計画推進部会のほうで話し合っていたようです。しかし、基準が決まらず、今回、いろいろな応募や区民からの投票やコメントがあり、「では、このようなものが良いのではないか」ということで、具体的なものが出てきて形になってきていると思います。

○都市建設部長 そうすると、今の野沢委員のご質問に対しての明確な答えになるか分かりませんが、基本的には区民の方に親しみやすいという形で投票をお願いしています。学術的な考えや、どのレベルを超えたから良

いなどとはあまり考えずに、あえて決めずに投票していただきました。

ただし、先ほど鈴木会長からお話があったとおり、これを選定すべきかどうかということを専門家、部会の委員の方で議論していただき、これなら足立の風景資産として良いのではないかということを選んでいただきました。結果的に意見が分かれたものが今ご議論していただいているものでございます。良い、悪いというより、本当に皆様が感じたことについて素直にご投票いただくものかと思えます。

○野沢委員 ありがとうございます。

そのようなことを鑑みると、例えば、我々が投票する際のメルクマール、判断基準は、有識者の方々の見地を優先すべきなのか、それとも区民の方々の思いを優先すべきなのか、それも我々の自己判断に委ねられるのでしょうか。そこをご確認させてください。

○鈴木会長 そのようなことだと思います。

部会では専門的な議論をしました。部会でも、2時間以上議論しました。その結果、今回、「足立まちの風景資産」として積極的に「タコさんすべり台」を取り上げるということは、これは足立の風景資産としては無理があるのではないかという結論に至りました。他の意味で、観光資源にするなど、これを使って何かするということは賛成なのですが、でも、「足立まちの風景資産」という意味での選定はすべきではないという結論です。それは「足立まちの風景資産」として、これから育てていくのかどうかということも含めて、これが足立の風景として良いものかどうかということを倉田前会長がずっとおっしゃっていて、それには私も納得しました。

○野沢委員 非常に分かりやすい解説、ありがとうございます。

ただ、今お伺いして疑問に思ったのは、委員の方々は、産業振興、そして足立区の観光アピールとして考えることを加味するような発言があったのに対して、今の会長のお話は、あくまで観光とは切り離して、風景として、資産として考えるべきだということでした。そのあたりの差違に関して事務局のほうの見解をお願いいたします。

○都市建設課長 先ほど委員の方からお話があったとおり、繰り返しにはなってしまうかもしれませんが、地域の風土・歴史・文化を感じさせるもの、地域のシンボルやラ

ンドマークとなるものを選定するというところで、事務局としては、それが1つの判断基準なのかと考えております。

○野沢委員 そのようなことを鑑みると、観光とか産業振興的な見地も判断基準として含めてよいという見解でよろしいでしょうか。

○都市建設課長 景観とはまた別の部署で、例えば観光交流協会などがフォトのイベントをやっているというところもあります。あくまでも景観審議会という形になりますので、どちらかというところ審議会としてのご意見を賜りたいというのが事務局の考えかと考えております。

○野沢委員 分かりました。ありがとうございます。

○片野委員 1点、質問なのですが、こちらの概要のほうを見ますと、「地域の風土・歴史・文化を感じさせるもの、地域のシンボル」と書いてあります。この「地域」というのは足立区の一部を指しているのか、それとも足立区全体のものとして考えていくのかということをお答えいただきたい。

○都市建設課長 「地域」の定義ということだと思いますが、「地域」ですので、どちらかというところ区全体というより、限定的、部分的、ある程度の広さを指し、いわゆる区全体ではないという認識です。

○都市建設部長 非常に難しいのですが、規模にもよると思います。例えば、今回、風景資産で荒川が入っているのですが、荒川は足立区を長く流れています。おそらくこれは足立区全体の風景だと思います。一方で、例えば「タコさんすべり台」は区内に何か所かあるので、点で捉えている、まさに地域だと思います。ですので、全体か全体ではないかという捉え方はなかなか難しいと思います。

先ほど申し上げたとおり、そもそもの出発点は、足立の景観に区民の方にもっと親んでもらいたいということでした。

もう少し言わせていただきますと、私もこの仕事に携わって10年以上、鈴木先生と一緒にやっています。かなり昔から風景資産の話をやってきました、紆余曲折様々なことがあって今まで来ています。なぜこのことを言っているかと言いますと、やはり、景色や景観は人それぞれ捉え方が違います。ですので、ここでも議論があるとおおり、いろいろな思いがあります。

ただ、繰り返しますけれども、もともとは、景観というものに区民の方に親しんでもらいたい、身近なものに感じてもらいたいということが出発点でした。そのために、今回、投票で選定させていただき、部会で専門家の意見を交えて本審に出させていただきました。その中で、前回の審議会の中で、タコさんについては、入れるべきか入れないべきか、いろいろな意見が出ています。ですから、「こうあるべきだ」や「こうでなければいけない」ということは、皆様、もう少しフラットにお考えいただいてよろしいのではないかと事務局として思います。

会長の思っていることと違ったらすみません。

○たがた委員 少し確認なのですが、これは投票上位30件ということなのですが、当初は100件とか150件とかいろいろあった中で選んで上位30件と考えればよろしいですか。

○景観計画係長 そのとおりです。

○たがた委員 そのようにした場合に、恐らく、私は「タコさんすべり台」に投票すると思います。なぜかという、先ほど何人かの方が言っていましたけれども、幼少の頃から近いところにあったので、すごく親しいのです。だから、あって当たり前という環境で幼い頃からずっと育ってきました。だから投票をするのかと単純に思います。私の家の近くにもあるのですが、よく川口など他県の方が来ます。「よく来るのですか」と聞いたら、「よく来ますよ、この公園は」と。「なぜですか」と聞くと、「このようなのが、このようなのが」と言っていました。

要は、他県の人から見ると、この公園は一つの遊具として見ているのです。だから、都市形成や文化というよりも、「ここにはこのような公園があって、このような遊具がある」、そのような見方をしているとつくづく感じました。

ただ、タコ公園は、私が先ほどから言っているように、幼い頃からあります。当たり前のようによく遊んでいたもので、その辺の違いがどうなのかという部分は私の意見でございます。

○しづや委員 私も、たがた委員の意見と同様に、私自身も足立区の舎人に生まれ育ち、祖父の代、その前からずっとそうでした。都市建設部長から話がありましたが、そもそも

足立区に親しみを持ってもらいたい、身近に感じてもらいたいと思ったところからの始まりで景観審議会というものが立ち上がりました。そのことを踏まえると、この「タコさんすべり台」というものは、公園の一部の遊具としての評価に加えて、私自身が幼い頃からすべり台でたくさん遊んでいたもので、間違いなく選定されると思っていました。

そして、投票にはないですが、舎人には舎人いきいき公園という鬼のシンボリックな遊具がある公園があります。そこは、ドラマの撮影や著名人などの撮影に使われています。去年は、くまモンがTikTokの撮影をしていたり、節分のときにはにぎわっていたりしていました。そのような遊具として見たときに、シンボルの一つとして公園が成り立っているということが足立区の一つの良さだと感じていました。

ただ、矢口副会長がおっしゃっていたように、風土・歴史・文化という観点から考えますと、「タコさんすべり台」で遊んでいる風景、子どもたちが写り込んでいた風景があって、それらを一つとして見たときに、そこで初めて風景資産として成り立つものなのかと、委員の皆様の話を聞いていて感じました。自分の個人的な思いも入ってしましますが、この「タコさんすべり台」だけとなってしまうと、「では、地元の舎人にある他の公園はどうかのですか」などの意見が出てくると思います。足立区は公園がシンボルとなっていますので、今後そのような意見も出てくると思います。すると、どこで線引きをしたら良いかということが分からなくなってしまうと思います。おそらく、前会長の倉田会長もそのようなことをおっしゃっていたと思います。

選定基準などがあると思うのですが、足立区として遊具として残していきたいという考えで風景資産にするのではなく、より身近に感じてもらうか、特に若い世代にどう感じていただけるかということは、景観審議会の中で考えるべき大変重要な観点だと思っています。だとすると、景観審議会の審議の中で改めて見直して、今すぐにはなくて、そのようなものをどんどん広げていくのか、それとも今までどおりでやっていくのかというところは、ぜひとも部会でも検討していただきたいという思いです。おそらく、専門家の方々の意見のほうが参考になるかと

思いますので、部会で検討いただきたいと思います。
私の感じた意見は以上でございます。
○鈴木会長 ありがとうございます。

倉田前会長のおっしゃりたいことは、まさしく今おっしゃったようなことだと思えます。そうであったはずで。

○川村委員 川村と申します。

私は「タコさんすべり台」の選定については中立な立場です。ただ、どちらかに決めなければいけないということで、どうしようかと考えておりました。前回と今回の審議会の皆様のご意見を聞くと、やはり賛否両論だと感じております。

その中でどちらかに決めるとすると、委員のコメントの中で、「区民に愛されている歴史のある遊具としてこれからも大切にしていきたいからこそ、景観としての議論の場から外しても良いと思われる」という意見がありました。私は、これが一番腑に落ちました。

やはり、「子どもに親しまれる人気スポット」や「お出かけスポット」と言う「外したほうが良い」と言う人はなかなかいないと思います。ただ、「景観として」と言うからこそ割れてしまいます。本当は「タコさんすべり台」は人気なのに、景観としての議論の場にのせるからこそ賛否両論で割れてしまうのは、私は、逆にもったいないと感じます。

ですので、私の意見としては、そのような理由で、大切にしていきたいからこそ、今回は景観としての議論の場から外すのが良いのではないかとこの意見でございます。

○磯野委員 先ほども意見は申し上げたのですが、その後、皆様のご意見や思いを聞くなかで、遊具そのもののデザイン性というところではないということがすごくよく分かりました。

となると、地域のシンボル性の象徴や、子どもが遊ぶという活動込みでの生活景のキーポイントを担っている、シンボルになっているという考え方があります。あるいは、幼少期から遊んでいた思い出に付随しているもの、自分の幼少期体験を思い起こさせるようなもの、想起させるようなものとなると、「タコさんすべり台」という構造物そのものというより、親しみや思い出、自分の原風景を想起させるシンボル性のあるものと捉えることもできると思います。

そうすると、今回の風景のほうが、区民の人たちに親しみや、景観を身近なものとして

捉えてほしいという思いがあるのであれば、「タコさんすべり台」は、ただの建造物ではないのではないかと考えが少し改まってきたところです。

○鈴木会長 ありがとうございます。

そろそろ、ご意見が出尽くしたということによろしいでしょうか。

今、それぞれいろいろなご意見があるということは分かりましたので、とにかく一度決させていただいたほうが良いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

そして、その後の扱いについて、またご意見をいただくことがあると思います。私のほうからも意見を言わせていただきます。

○都市建設課長 冒頭、私のほうから、出席委員15名とお話しさせていただきましたが、途中で磯野委員が参加しましたので、出席委員は16名になります。

今回の投票につきましては、会長を除いた15名の方に投票していただく形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 皆様、投票用紙の記入の仕方は、4つの追加選定の選択肢に丸印をしてください。

では、開始して、事務局のほうで集計をお願いします。

(投票)

○鈴木会長 これほど時間をかけて議論したのは私の経験では初めてです。だから、そのような意味では、今回初参加の7名の委員の方は、とても良い経験を初回からされています。

○都市建設課長 集計に時間をいただく形になります。もし休憩が必要な場合は、午後3時35分ほどまで集計時間を取らせていただきますので、午後3時35分に戻っていただければと思います。

○鈴木会長 では、午後3時35分まで休憩ということにさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

午後3時29分 休憩

午後3時35分 再開

○鈴木会長 それでは、お約束の午後3時35分になりましたが、事務局のほうの準備ができていたら、皆様のご意見を賜った投票用紙の集計結果のアナウンスをお願いできますか。

○都市建設課長 では、事務局のほうから結果をご報告したいと思います。

議決は、足立区景観条例施行規則第42条第2項に基づき、出席委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところにより決まります。本日の出席者数は16名ですので、会長を除いた15名に投票いただき、8人以上の賛成があれば選定になります。

まず、「青和ばら公園のバラ」につきましては、賛成が15、反対が0、賛成8人以上で賛成多数ですので、「青和ばら公園のバラ」は選定とします。

続きまして、「昭和の家」につきましては、賛成が15、反対が0、賛成8人以上の賛成多数ですので、「昭和の家」は選定とします。

続きまして、「タコさんすべり台」につきましては、賛成が8、反対が7、賛成8人以上で賛成多数ですので、「タコさんすべり台」は選定とします。

「メモリアルリバース」です。賛成が3、反対が12、反対8人以上で反対多数ですので、「メモリアルリバース」は今回の選定を見送ることとします。

それでは、前回の景観審議会で選定を承認いただいた30件の風景に、「青和ばら公園のバラ」、「昭和の家」、「タコさんすべり台」を加えた計33件の風景を風景資産として選定することでよろしいでしょうか。

○鈴木会長 賛成いただけますか。

(拍手)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの結論で今日の審議会の第3号議案の議決とさせていただきます。

公表のときに、1票差の「タコさんすべり台」が一番議論があったところだから、それがなぜなのかということをご報告したいと思います。これを通じて、足立らしさとは何か、足立らしい風景とは何か、そのような議論を喚起していただきたいと思います。意識を高めていく良い材料だと思いますので、ぜひ、その点は事務局のほうでよろしく願いいたします。

続きまして、次第2の「報告」なのですが、時間が限られていますので、事務局、手短によろしく願いいたします。

○景観計画係長 報告1「専門部会における部会委員の選任について」、ご説明します。

景観計画推進部会は景観計画の推進に関

する事項の審議を行う部会です。景観審議会委員の鈴木（誠）委員、磯野委員、小笠原委員、斉藤委員、専門員として、黒澤専門員、矢澤専門員の合わせて6名を景観計画推進部会委員として選任させていただきました。

続きまして、景観形成調整部会です。景観審議会委員の矢口委員、鈴木（誠）委員、村田委員、酒井委員、専門員として馬場専門員の合わせて5名を景観形成調整部会委員として選任させていただきました。

なお、第1回目の景観形成調整部会は4月に開催しており、部会長は矢口委員、副部会長は鈴木（誠）委員が選出されました。

第1回目の景観形成推進部会は7月に開催予定です。

続きまして、報告2「景観形成調整部会における審議結果について」をご報告します。

報告書の3～10ページをご覧ください。そちらに部会で出た意見とその回答について書いております。資料をご確認の上、何かご不明な点があれば事務局までお知らせください。

まず、工事の件名等を伝えさせていただきます。

前回の景観審議会以降に協議が完了した案件が5件ございます。

報告2-1「R06すまいる亀有他1団地外壁修繕その他工事（花畑団地）」については、共同住宅の外壁塗装改修工事になります。

続きまして、報告2-2「千住東町住宅外壁改修工事」についてです。こちらは共同住宅の外壁改修工事になります。

続きまして、報告2-3「R04ハートアイランド新田三番街外壁修繕その他設計」についてのご報告です。こちらも共同住宅の外壁塗装の改修工事となります。

最後に、報告2-4「（仮称）足立区大谷田4丁目計画新築工事」について。こちらは新築の工事になります。以上、部会意見を踏まえて一定の対応がなされたと判断し、事前協議を完了しております。

続きまして、報告2-5「『あだちトイレアートProject』でのデザインの色彩基準について」、ご報告いたします。

こちらは、パークイノベーション事業の一環として、公園のトイレをきれいにし、安全・安心・快適に公園を利用できる環境づくりを目的として推進しております。職員によるデザインの他、公募や学生と連携したデザイン

によるトイレの外壁塗装改修を進めております。こちらでも景観形成調整部会に意見を求めまして、委員の意見としては、「あだちトイレアートProject」を契機に、子どもたちに景観について周知を図ること、デザインの選考委員に対し、景観を念頭に入れた上で選定していただきたいとの意見を頂きました。

最後に、報告3「事前協議案件の工事完了について」、説明します。

報告書11ページの案件概要をご覧ください。

報告3は五反野住宅の大規模修繕工事になります。こちらでも外壁塗装改修工事になりまして、今回、この工事が完了したので、ご報告するものになります。

報告については以上になります。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいま報告1、2、3がありましたが、何かご質問がありましたらお願いします。

○土屋委員 事前説明のときにお聞きしたことについて、よく分からなかったのでお聞きしたいことがあります。報告1の専門部会の選任ということについて、景観審議会は、伝統的に区議会議員は専門部会に入らないということでした。例えば環境審議会の場合、今度、議員も専門部会に入り、区の基本計画審議会でも議員が入ります。審議会によってそのような差があるのはなぜなのかということを感じました。会長がおっしゃっているように、専門部会で重要な議論をされているということがあるので、なぜ景観審議会では議員が専門部会に入らないということになっているのか、少しご説明をお願いしたいということです。

○都市建設課長 その件について調査いたしました。区議会議員の方が参加する附属機関については26ございまして、その中で部会があるもの、ないものがございます。部会があるものについては12ありまして、その中で、区議会議員が部会に参加していないものが7、参加しているものが5という状況でした。

それで、今回、中間検証という形でお話しさせていただいておりますが、今後、例えば5年後などには、景観計画の改定作業に入らなければならないかと思えます。おそらく、その際には、また区議会議員の方にもご参加いただく形になるかもしれません。そのよう

なことも含めて、今後、検討させていただければと思っております。

ちなみに、都市計画審議会がこれから開催されますけれども、都市計画マスタープランの改定作業に取りかかります。また専門部会を設けまして、その際には区議会議員の方にも参加していただく方向で考えているのは事実でございます。

○鈴木会長 よろしいですか。

特になければ、次第3の「その他」、事務局のほう、あるいは委員の皆様から何かございますか。

○景観計画係長 事務局からは特にございません。

○鈴木会長 委員のほうからなければ、今日の審議案件は全て終了ということで、ありがとうございました。

マイクを事務局のほうに返します。よろしくをお願いします。

○都市建設課長 鈴木会長、議事進行どうもありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡がございます。

次回の審議会の開催日程につきましては、令和8年1月を予定しております。日程が近づいてまいりましたら改めてご案内させていただきます。

また、本日お車で来られた方につきましては、駐車券をご用意しておりますので、事務局までお申し出ください。

事務局からは以上でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で第41回足立区景観審議会を閉会いたします。

皆様、本日はありがとうございました。